

2024年度 放課後児童クラブ(学童保育)利用料減免制度のご案内

神戸市では、所得に応じて減免制度を設けています。以下の減免区分に該当する方は、下表の必要書類を神戸市行政事務センター(学童保育担当)まで郵送いただくか、スマートフォン、PCなどでe-KOBEから申請してください。



e-KOBE 電子申請

1. 減免区分・申請書に添付していただく書類

減免区分	減免額	必要書類
生活保護受給世帯	全額	生活保護適用証明書(登録児童の分) ※3か月以内に区役所発行のもの
(前年度分の) 市民税非課税世帯(※1) かつ 母子・父子家庭	全額	なし ※神戸市のシステムで「児童扶養手当の受給」を確認します ただし、児童扶養手当の受給のない方は、 ひとり親家庭等医療費受給者証(写し) または その他ひとり親家庭等を証明する書類
里親委託の受託世帯	全額	里親委託証明
(前年分の) 所得税非課税世帯 (※1)(※2) 平成22年度税制改正前の扶養控除を適用した場合に非課税扱いになる世帯を含む(裏面をご一読ください)	半額	下記書類のどちらか ※同一世帯で18歳以上の方全員分 ○ 令和5年(2023年)分 源泉徴収票(写し) =勤務先から交付を受けたもの ○ 令和5年(2023年)分 所得税確定申告書第一表及び第二表(写し) =税務署に申告したもの(税務署受付印を押したもの) ただし、2024年6月以降に本申請を行う場合は、上記書類は提出不要です。 ※神戸市のシステムで「住民税情報」を確認します

※1 税額を計算する場合には、以下の税額控除は適用しません。

(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、医療費控除、特別減税)

※2 「平成22年度税制改正前の扶養控除」を適用することで非課税扱いになる世帯の方は、扶養親族申告書をご記入のうえご提出ください。

2. 留意事項

- (1)減免申請は毎年必要です。
- (2)年度途中から該当世帯になった場合は、申請の翌月からの適用となります。
- (3)減免決定後に減免理由に該当しなくなった場合は、すみやかに取消申請書を提出してください。
- (4)使用する放課後児童クラブを変更し、引き続き減免を受ける場合は再度申請をしてください。
- (5)提出いただいた書類の確認等のため、お問い合わせする場合があります。

提出先 (問い合わせ先)

神戸市行政事務センター(学童保育担当) TEL : 078-381-5533

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111番地 神戸商工中金ビル 4F

平成22年度税制改正前の扶養控除を適用した場合の非課税扱いについて

平成22年度(2010年度)の税制改正において、年少扶養控除および16～18歳以下の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、神戸市放課後児童クラブの減免制度では、この税制改正が、利用料へ影響を与えないよう、これらの扶養控除の廃止がなかったものとして扱います。

令和5年(2023年)分所得税が課税されていても、再計算により、非課税扱いとして減免対象になる場合があります。

『課税される所得金額』(源泉徴収票では『給与所得控除後の金額』から『所得控除の額の合計額』を差し引いた金額)が廃止になった扶養控除の額より少ない(または同額)場合に非課税扱いになります。

上記に該当する場合は、利用料減免申請書に必要な事項を記入するとともに、申請書裏面の扶養親族申告書に18歳以下(2023年12月31日時点)の扶養親族を記入のうえ、所得のわかる書類(源泉徴収票または所得税確定申告書の写し)を添えて申請してください。

なお、扶養親族申告書の記入がない場合、再計算ができなくなり、非課税扱いとして減免決定できなくなります。

【参考】平成22年度(2010年度)税制改正により廃止になった扶養控除

年少扶養控除	380,000円 × 16歳未満(0～15歳)の扶養親族の数
特定扶養控除上乗せ分	250,000円 × 16～18歳の扶養親族の数

〈非課税扱いの例〉 16歳未満の扶養親族が3人の場合

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 神戸市中央区加納町6-5-1	(受給者番号)												
		(個人番号)	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		(役職名)												
氏名	(フリガナ)	コウベ タロウ 神戸 太郎												
種別	支払金額	給与所得控除後の金額										控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与・賞与	3,640,000	A 2,472,000										B 1,562,000	45,500	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数			
有	老人	特定	老人	その他	3									
○														
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額						
652,000		50,000												
(摘要)														

〈上記「源泉徴収票」の例〉

課税される所得金額

$$(A)2,472,000円 - (B)1,562,000円 = 910,000円 \dots\dots①$$

平成23年(2011年)から廃止された扶養控除の額

(例:16歳未満の扶養親族が3人、16～18歳の扶養親族が0人の場合)

$$380,000円 \times 3人 + 250,000円 \times 0人 = 1,140,000円 \dots\dots②$$

課税される所得の額【①910,000円】が、平成23年(2011年)から廃止された

扶養控除の額【②1,140,000円】以下の場合は、放課後児童クラブの減免制度では非課税扱いとします。

①910,000円 ≤ ②1,140,000円 … ①が②より少ないので非課税扱いとなり、半額減免となります。